

## 仙台市大野田児童館の指定管理者候補者の選定経過及び結果について

仙台市大野田児童館について指定管理者の公募を行った結果、次のとおりその候補となる団体を選定した。

### 1 施設概要及び指定期間

- (1) 施設名 仙台市大野田児童館
- (2) 所在地 仙台市太白区大野田五丁目 23 番地の 5
- (3) 指定予定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 2 選定までの経過

|                                 |                             |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 令和 7 年 8 月 22 日                 | こども若者局選定委員会開催（募集要項，審査方法を審議） |
| 令和 7 年 8 月 26 日～令和 7 年 9 月 26 日 | 募集要項配布                      |
| 令和 7 年 9 月 2 日～令和 7 年 9 月 9 日   | 説明会開催                       |
| 令和 7 年 9 月 22 日～令和 7 年 9 月 26 日 | 応募受付                        |
| 令和 7 年 10 月 27 日                | こども若者局選定委員会開催（書類審査を実施）      |
| 令和 7 年 11 月 6 日                 | こども若者局選定委員会開催（面接及び最終審査を実施）  |

### 3 こども若者局選定委員会の構成

委員数 計 4 名 （内訳：民間委員 3 名，市職員委員 1 名）

### 4 応募団体

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

### 5 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
- (2) 代表者名 代表理事 藤田 徹
- (3) 所在地 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号

### 6 選定理由

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は，大野田地区の地域特性を踏まえ，専門機関や地域団体との連携にもとづくこれまでの取組に加え，乳幼児親子が児童館を利用しやすい環境づくりや地域を巻き込んだ交流事業など，新規利用者獲得に向けた提案内容が高く評価された。

また，多事業を運営する法人の強みを活かし，法人内のネットワークを活用した自然体験活動を実施するなど，こどもたちはもとより職員の視野も広げる取組を積極的に進めており，今後のさらなる事業充実が期待される団体である。

## 7 評価項目及び評価結果

| 評価項目     | 配点  | 満点     | 労働者協同組合ワーカーズ<br>コープ・センター事業団 |
|----------|-----|--------|-----------------------------|
| 基本方針及び運営 | 20  | 80     | 68                          |
| 人材       | 30  | 120    | 90                          |
| 事業       | 100 | 400    | 316                         |
| 管理等      | 20  | 80     | 59                          |
| 費用       | 30  | 120    | 84                          |
| 小計       | 200 | 800    | 617                         |
| 加点・減点    | －   | －38～48 | 24                          |
| 合計       | －   | 848    | 641                         |

※「配点」は委員一人当たりの持ち点。「満点」は、面接及び最終審査に出席した委員4名

（内訳：民間委員3名，市職員委員1名）の合計点。

※加点・減点については、評価項目以外に、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数の充足状況及び障害者雇用納付金の納付状況等により加点（4点）又は減点（－6点），高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する70歳までの高年齢者就業確保措置を実施している場合に加点（4点），仙台市内に本社・本店を有する場合に加点（8点），宮城県内に本社・本店を有する場合に加点（4点）。また，現指定管理者が再度応募した場合に，実績評価点として，現指定管理期間に対する評価に応じて加点・減点（－32～32点）。

## 8 その他

指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案について，令和7年第4回定例会に提出する予定としている。当該議案が議会で可決された場合には，同団体が指定管理者として，本施設の管理運営にあたることとなる。

お問い合わせ先

こども若者局こども若者支援部児童クラブ事業推進課企画係  
（電話番号：022-214-8406）